

不調の解消に向けた新年度からの追加対策

《下水道局の不調対策》

- 下水道サービスを安定的に提供するためには、施設の新規整備に加え、順次老朽化していく施設の再構築など、長期的かつ計画的な取組が必要です。このため、下水道工事は、将来にわたって安定した発注が続きます。
- これまでも下水道局では様々な不調対策を進めてきましたが、不調の発生が継続している状況を受け、新年度から新たに 12 の追加対策を実施します。

〈主な取組〉

◇「管きよ補修事業促進割増」の新設

不調が多く発生している地区における管きよ補修工事の間接工事費について、共通仮設費率と現場管理費率の割増を行います。

◇「フレックス工期制度」の導入

より柔軟な技術者の配置を可能とするため、一定の範囲内で受注者が工期の始期を決定できる「フレックス工期制度」を枝線再構築工事に導入します。

◇「工事変更ホットライン」の新設

「工事変更ホットライン」を設置し、工事変更に関する受注者の相談等にきめ細かく対応します。

- * 上記の取組を含めた 12 の追加対策を来年度から実施します。
詳しくは別紙をご覧ください。

不調の解消に向けた新年度からの追加対策
《下水道局の不調対策》

○下水道サービスを安定的に提供するためには、施設の新規整備に加え、順次老朽化していく施設の再構築など、長期的かつ計画的な取組が必要です。このため、下水道工事は、将来にわたって安定した発注が続きます。

○これまでも下水道局では、下水道工事の継続的かつ安定的な受注に資するよう、様々な取組を進めてきましたが、不調の発生が継続している状況を受け、新年度から実施する追加対策を取りまとめました。

1 実勢価格を契約に反映させる取組

(1) 間接工事費の諸経費率割増(「管きよ補修事業促進割増」の新設) …………… 〈管きよ補修工事〉

- 不調が多く発生している地区における管きよ補修工事の間接工事費については、標準的な積算金額と実際にかかる費用との間にかい離があると考えられることから、共通仮設費率と現場管理費率の割増を行います。

「管きよ補修事業促進割増」は平成 27 年 4 月から実施し、入札情報の公表時に管きよ補修事業促進割増の対象工事であることを明示していきます。

(2) 割増単価の拡大(「時間制約割増」の拡大) …………… 〈管きよ補修工事〉

- 管きよ補修工事において、施工に時間制約を受けることが見込まれる地区については、施工環境に応じ、当初設計で労務単価を割り増す「時間制約割増」を導入していますが、割増の対象地区を拡大します。

入札情報の公表時には、時間制約割増の対象工事であることを明示していきます。

(3) 「総価契約単価合意方式」の導入 …………… 〈一部の土木工事から実施〉

- 設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図るため、契約時に受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」を導入します。

「総価契約単価合意方式」では、変更時に新規工種が追加された場合、条件を満たす新規工種については落札率を乗じない積算を行います。

入札情報の公表時には、総価契約単価合意方式の対象であることを明示していきます。

(4) 工事変更へきめ細かく対応するための「工事変更ホットライン」の新設 …………… 〈すべての工事〉

- 設計上の施工条件と工事現場の実態が異なることにより、必要経費の増加等が生じた場合には、適切な工事変更を迅速に行います。

「工事変更ホットライン」を設置し、工事変更に関する受注者の相談等にきめ細かく対応します。

2 技術者を計画的に配置しやすくする取組

- (1)「フレックス工期制度」の導入.....〈枝線再構築工事〉
 - より柔軟な技術者の配置を可能とするため、一定の範囲内で受注者が工期の始期を決定できる「フレックス工期制度」を枝線再構築工事に導入します。
- (2)工事実施時期のさらなる平準化.....〈管きよ補修工事〉
 - 管きよ補修工事については、技術者に比較的余裕のある第4四半期から翌年度の第1四半期の間に施工できるように、一部工事で年度末をまたぐ工期設定を行ってきました。年度末をまたぐ工事の発注を平成26年度の10億円から平成27年度は30億円に拡大し、工事実施時期のさらなる平準化を行います。
- (3)詳細な発注予定の公表.....〈管きよ補修工事〉
 - 技術者の配置予定を立てやすくするため、管きよ補修工事の詳細な発注予定を、概ね3月先まで公表します。
- (4)大規模工事に係る特別共同企業体(JV)の構成員数の見直し.....〈大規模JV対象工事〉
 - 技術者の確保を容易にするため、後続の工事を含めた一連の工事の予定価格の合計が100億円以上になると見込まれる案件について、特別共同企業体の構成員数をこれまでの「3者以内」から「5者以内」に拡大します。

3 入札へ参加しやすい環境の整備

- (1)受注しやすい案件の発注.....〈枝線再構築工事〉
 - 枝線再構築工事では不調が多く発生しているため、業界の要望や不調の発生状況などを踏まえて、施工範囲や工期の設定、案件の小ロット化などの発注上の工夫を適宜行い、受注しやすい案件を発注していきます。
- (2)施工困難工事を対象とする「優良工事受注者表彰制度」の創設.....〈施工が困難な工事〉
 - 「優良工事受注者表彰制度」を創設し、施工困難な工事において優良な施工をした受注者を表彰します。
受賞者は、東京都が発注する技術実績評価型総合評価方式又は技術力評価型総合評価方式の対象工事の入札において、受賞後5年間、技術点の加点を受けることができます。
入札情報の公表時には、表彰対象工事であることを明示していきます。
- (3)資材等の仮置き場の提供.....〈すべての工事〉
 - 工事用地の確保が困難な現状を鑑み、より円滑に下水道工事を進められるよう、下水道局所有の未利用地が活用できる場合には、資材等の仮置き場として提供します。
- (4)提出書類等の簡素化.....〈すべての工事〉
 - 書類作成に係る負担を軽減させるため、提出書類の簡素化や廃止を順次進めていきます。